

反映状況

資料3

No.	区分	該当箇所	御意見	反映内容	市の考え方
1	審議会書面意見	第2章第1節5 (P11, 13)	<p>第2章第1節5(2) さまざまな啓発活動の展開 ア 廃棄物減量等推進活動の自治会説明会 記載の内容で実施した説明会の回数 参加人員 出前講座の回数 参加人員 など具体的に記載して、 実施している状況を周知するとよいのではと思います。</p> <p>(3) 集団資源回収奨励金 こちらも、80団体が参加して、1kg当たり4円で奨励金を支給しているようですが回収の量(トン)とか、奨励金支給額を記載してはいかがでしょうか。 ※主なごみの減量・資源化施策の状況の説明なので、記載できる範囲でより現状理解のために実施内容・活動内容で数値で示せるものは記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>廃棄物減量等推進員活動説明会及び出前講座の開催回数等を表にして追加。</p> <p>集団資源回収の実績を追加。</p>	左記のとおり
2	審議会書面意見	第2章第2節1 (P22)	表14 検討中・要検討事業は現状での計画でいつまでに検討するか納期があると思います。検討納期の目安でも記載して、検討を進めることが必要と考えます。	本計画に定めた78の事業の実施状況、検討中及び要検討となっている事業とその今後の方向性については次のとおりです。「検討中の事業」については、 秦野市伊勢原市環境衛生組合の所管事業を除き、平成33年度を目途に検討を進めます。	左記のとおり
3	審議会書面意見		ごみの減量をしていかなければならない理由が焼却施設が1つになってしまう現状であれば、この状況を市民に知らせしてほしい。いつでも出したごみは焼却できるものだと思っていました。	<p>「2 今後の課題」</p> <p>本市のごみ排出量は横ばいで推移していますが、はだのクリーンセンターの本市分の年間処理能力を上回る状況にあります。また、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の老朽化を考慮すると、施設の適正な維持管理による延命化を進めるとともに、早急にはだのクリーンセンター1施設で安定的に処理できる量までごみ排出量を減らす必要があり、さらなる分別の徹底や新たな資源化施策によるごみの減量が求められています。 伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の延命化については、本市、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合の3者による検討の結果、平成37年度末までに、はだのクリーンセンター1施設による処理体制への移行を目指します。このため、中間目標年度までにごみの減量が計画どおり進まなかった場合、家庭ごみの有料化に向けた検討を進める必要があります。</p>	左記のとおり
4	審議会書面意見	第2章第2節2 (P23)	平成37年度末には1施設による焼却体制に移行が決定され、それを受けて、焼却量を約6,000トン減少させなくてはならない。このことは危機感を持って取り組むべき新たな施策として「新たな資源化施策」、「家庭ごみの有料化の検討」をすることを第2章第2節2今後の課題の中で明確に記述してはいかがでしょうか。 現状の記載では、課題として危機感が感じ取れないと思います。		
5	審議会書面意見	第4章第4節 (P37)	基本方針の方針1 ごみの排出抑制、方針2 有機性廃棄物の減量・資源化の促進・・・方針6 と 個別計画の1 排出抑制・資源化計画、2 収集運搬計画・・・5 その他の計画が関連づけて記載されていないように見受けられます。 方針1 ごみの排出抑制を受けて、個別計画1 1 ごみの排出抑制(1) ごみに関する情報の周知(2) 自治会や地域との連携・・・と記載した方が、基本方針と個別計画のつながりがわかりやすいと思います。 前回の基本計画を踏襲しているようですが再検討してみてもはいかがでしょうか。		個別計画は、6つの基本方針に基づき実施する計画であると認識しております。 個別計画を実施するに当たっては、それぞれの計画の事業の内容により複数の方針にまたがっているものもあることから、現在の施策体系図のような記載方法としております。

No.	区分	該当箇所	御意見	反映内容	市の考え方
6	パブリックコメント	第5章第1節1 (P41)	<p>家庭における生ごみ減量・資源化法を住民に周知する手法の検討</p> <p>可燃ごみの組成分析結果から、厨芥類が占める率が高くなっており、これらの削減は、大変重要な課題と言える。過去、秦野市ではいろいろな施策を行っていますが、一部地域の分別回収による資源化を除き、大幅な改善が見られていないように見えます。改善するためには、各家庭の生ごみ（特に厨芥類）の排出抑制が不可欠である。秦野市では、ごみ減量通信などで生ごみ（特に厨芥類）の排出抑制のための情報を発信しているが、これを受け取る我々住民がよく理解していないのが実態です。今後は、住民が理解しやすい手法を用いた、生ごみ排出抑制のPR（講演会や出前講座）の検討をお願いします。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の生ごみ処理機を用いて、ごみ処理過程や生成物の使用法を教える講座の実施 ・ベランダキエーロや段ボールコンポストなどの製作・ごみ処理する方法を教える実演講演会の実施と材料支給 	⑩各種イベントを通して、ごみ減量・資源化の啓発に努めます。啓発に当たっては、生ごみ処理機の展示や、その処理過程がわかる内容とし、よりわかりやすく、普及が促進される周知方法により啓発を進めます。	左記のとおり
7	審議会書面意見	第5章第1節4 (P43)	補助制度の手続きが購入した店でできると手間と時間が省けると思います。		指定協力販売店制度の周知を進めます。
8	審議会	第5章第1節1・6 (P44)	早急に家庭の刈り草ごみや剪定枝も回収日を決めて資源化していった方がよい。	⑦草類などの植物性廃棄物については、公共施設の維持管理等で出る草類の資源化を開始し、今後、その結果を検証した上で、家庭から出る草類についても段階的に資源化を実施します。 家庭の草類の資源化を開始するに当たっては、自治会への説明会を個別に行うとともに、さまざまな広報媒体を活用し周知を図ります。また、既存で分別収集している剪定枝と併せた分別収集方法を検討するなど、より負担が少なく効率的な手法を検討します。	左記のとおり
9	審議会		刈り草ごみの分別収集については、現在すでに行っている剪定枝と一本化する等、効率的に実施してほしい。		
10	審議会		刈り草や剪定枝は、時期によって出される量が違う。冬場のあまり出ない時期には無駄に収集がないよう実施してほしい。		
11	パブリックコメント		刈り草ごみの資源化を始めるにあたり、市民に資源化の協力が進むよう、しっかりと周知をお願いしたい。		
12	審議会	第5章第1節6 (P44)	生ごみがディスポーザーから下水処理場へ流れて汚泥になると思うが、人によってはごみを流すことに抵抗がある方もいるのではないかと思う。下水汚泥がどのように処理されているかといった情報提供も必要と考える。	⑧ディスポーザーで破碎した生ごみは、下水道を流れ、下水汚泥として中間処理しています。中間処理後は、肥料化及び建設資材として有効利用しています。今後も、環境へ配慮し、資源循環を進め、ディスポーザーの普及を推進します。	左記のとおり
13	審議会書面意見		ディスポーザーについて、新しい建物への設置は比較的可能性はありますが、既存の建物については、特に集合住宅は住民の合意、費用等々、難しいのではと推察します。アメリカのシアトルでは、小さなアパートにも設置されていましたが、排水溝に流してもよいものの分別が細かく規定されていて、故障した場合の修繕費は、大変だったと聞いております。また、以前暮らしていた平塚の集合住宅（新築）では、流す音が非常に大きかったと記憶しています。個人としては、生態系に及ぼす影響を懸念します。		

No.	区分	該当箇所	御意見	反映内容	市の考え方
14	審議会	第5章第1節8 (P45)	ごみが有料化になるとしても、ただ市民への負担を増やすだけでなく、有料化に伴う市民サービスの向上というものを掲げていかななくてはならないと思う。 戸別収集以外のメリットとして秦野独自のものを考えた方がよい。	平成37年度末までに、はだのクリーンセンター1施設体制での焼却に移行するため、さまざまな減量・資源化施策を継続、強化するとともに、草類等の新たな資源化施策を実施します。それでも、焼却対象量が本計画の中間目標年度である平成33年度までに計画どおり進まない場合には、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めます。 そのため、中間目標年度までのごみ排出量が重要となることから、計画の推計値と実績の達成状況等をさまざまな広報媒体を通して周知するとともに、ごみ減量への啓発を図ります。 また、家庭ごみ有料化の検討に当たっては、収集方法や料金設定をはじめ、市民サービスの向上に向けた施策を導入するなど、広く意見を取り入れた実効性のある制度となるよう進めます。	左記のとおり
15	審議会書面意見		家庭ごみの有料化について、市民の皆さんの理解を得るためには、有料化による市民の皆さんへサービスの向上、災害時におけるごみ問題の解消など、具体的な事例を挙げてゆくことが必要だと思います。また、子どもたちの将来に対しての施策、高齢者に対する支援を広げてゆくことも必要だと思います。抽象的な言い方になりましたが、有料化による収入を何に使う予定かを具体的に示した方がよいのではないのでしょうか。		
16	審議会		平成33年度のごみ量が重要になってくるが、それまでのアプローチも重要。平成33年度の状況で、いきなり有料化しますではなく、しっかりと市民にごみの状況を周知していかななくてはならない。		
17	パブリックコメント		今、秦野市伊勢原市のおかれているごみ処理に関する実状をふまえて、このままごみの減量が進まなかった場合、ごみの有料化に踏み込まざるを得ないことなど、市民へ丁寧に周知してほしい。		
18	審議会	第5章第5節2 (P49)	災害廃棄物が出た場合の行き場については、その時に考えるという訳にはいかない。災害廃棄物の置き場としてよくあるのは、実際にある埋立地を使うことですが、最終処分場を持たずに圏外で資源化や埋立をするということになると、なぜ他市のごみを処分しなくてはならないのかといった問題にもなってくるので、危機感をもって進めてほしい。	平時の備えから発生の切迫性が指摘されている都心南部直下地震、神奈川県西部地震、東海地震等の大規模災害における対応までを想定し、「秦野市災害廃棄物等処理計画」を見直します。見直しに当たっては、「神奈川県地震被害想定調査結果（平成27年3月）」による災害廃棄物の発生量を基に、仮置き場、処理体制、最終処分体制等の見直しを行い、国、県、協定を締結している自治体や民間事業者等と連携し、災害からの早期の復旧・復興のため、適性かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理する体制を整備します。	左記のとおり